公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年5月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：カメルーン国気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：カメルーン国気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト

調達管理番号：26a00170

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２．「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年5月27日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：カメルーン国気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2026年10月　～　2030年9月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第１期：2026 年 10 月　～　2028 年 12 月

第２期：2029 年１月　～　2030 年９月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第１期（2026年10月～2028年12月）

１）第１回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

第２期（2029年1月～2030年9月）

１）第１回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。

（６）部分払の設定[1]

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第１期（2026 年 10 月～2028 年 12 月）

１）2026 年度（2027 年 1 月頃）

２）2027 年度（2028 年 1 月頃）

第２期（2029年1月～2030年9月）

１）2028 年度（2029 年 1 月頃）

２）2029 年度（2030 年 1 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部　森林・自然環境保全グループ自然環境保全第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年　6月　2日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年　6月　3日　12時まで
3	質問への回答	2026年　6月　8日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポー	2026年　6月　19日　12時まで

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	ザル等の提出期限日	
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年　　6月　　30日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

３．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「カメルーン共和国気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号：25a00687の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．　資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.office.com/r/SJPaYf4h5k

注１）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル・見積書

①　電子データ（PDF）での提出とします。

②　プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③　評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位

になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８．　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。 また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な<u>**実施方法及び作業工程を考案し**</u>、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	EUDR を考慮した業務実施計画	第３条２（３） 第４条２（１）
2	生態系拡張アプローチの視点に基づくアグロフォレストリー計画再委託（①荒廃サバンナ植林、②森林伐採ゼロによるカカオ生産の両観点）	第３条２（４） 第４条２（１） 第６条

3	社会的包摂の視点を加味したアグロフォレストリー計画	第3条2（5） 第4条2（1）
4	事業開始時のベースライン調査の実施方法と事業終了時のエンドライン調査の実施方法	第4条2（1）
5	コンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブへの資金プロポーザルに提出するまでのタイムスケジュール	第3条2（6） 第4条2（1）③

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的
「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景
別紙「案件概要表」のとおり。
・詳細計画策定調査実施時期：2026 年 2 月
・RD 署名：2026 年 5 月 21 日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項
１．共通留意事項
別紙「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項
（１）プロジェクトフレームワーク
先行事業では、中央州における排出削減シナリオ（ERS）の策定とインベストメントプランを提案し、ERS に基づいた排出削減活動（ERA）として、①荒廃サバンナ植林、②森林伐採ゼロによるカカオ生産、③バイオチャー利用農業による森林伐採抑制 GHG 排出削減、④森林伐採抑制を目指したキャッサバ生産、⑤アメリカ水アブ（BSF）を用いた有機廃棄物の分解の 5 つの活動を提案し、実証活動を実施した。本事業では、ERA の 5 つの活動のうち前者 2 つに焦点をあて、①先行事業のフォローアップ・新規アグロフォレストリー計画の策定、②劣化地サバンナ・森林ランドスケープ回復と森林伐採ゼロのカカオ栽培の二つのアグロフォレストリー計画の実施、③アグロフォレストリー実施を受けた政策反映と理解促進、の 3 つを成果の柱とし、それらを通じてコミュニティ・政府レベルにおいて劣化サバンナ・森林ランドスケープの回復の能力強化（プロジェクト目標）達成を目指すフレームワークとする。先行事業で実施した ERA 実証活動については、本事業においても引き続き実施状況をレビューし、最新の動向を踏まえフォローアップを実施する。

（２）他ドナーとの協働

成果②の劣化サバンナ・森林ランドスケープ回復と森林伐採ゼロのカカオ栽培について、多くのドナーによる活動が存在するところ、本事業は他のアクターの活動や既存の成果、作成済教材の有無を十分に確認の上、それら成果を活かしたシナジー効果を意識して、アグロフォレストリーの計画を立案・実施する。

（３）EUDR の視点

カメルーンは、世界第 4 位のカカオ輸出国であり、世界的なカカオ価格の高騰と、コートジボワールやガーナなど主要生産国での生産量が低迷する中、カメルーンのカカオ生産は注目されつつある。一方で、同国では、カカオ栽培は森林減少の主要ドライバーとされており、持続可能なカカオ栽培が喫緊の課題となっている。2023 年 6 月より発表された森林減少フリー製品規則（EUDR）により、同国ではカカオ栽培に由来する森林伐採をなくし、持続可能な森林経営と生産力の拡大を支援すべく、EU をはじめ多くのドナーがカカオバリューチェーンやトレーサビリティ能力向上を支援している。しかし、EUDR の制度運用に至っていない状況であり、各ドナーも手探りの形で EUDR を遵守したカカオ・アグロフォレストリーの形態を探っている。カカオ関連事業については、最新の EUDR の発効状況[2]及び関連ドナーの活動を把握し、密に情報交換を行いつつ事業計画をたてる必要がある。

（４）生態系拡張アプローチ

2024 年度より、JICA の事業における Synecoculture（シネコカルチャー）の導入検討を開始した。2025 年よりセネガル及びカメルーンにおいて、Synecoculture を活用した「アフリカにおける生態系拡張アプローチ実証業務[3]」に取り組んでいる。また、開発途上国における生態系の回復、拡張および持続可能な食料生産の確立に向けた連携を強化すべく、株式会社 SynecO、株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所、一般社団法人シネコカルチャーと MoU を締結[4] している。な

[2] EUDRについて、2023年6月より、EUでは、EU域内で流通する特定の品目に関し、当該品目の生産において森林減少を引き起こしていないことの確認（森林デューデリジェンス）等を義務化する規則（EUDR）が発効となった。本規則は、2024年12月より適用予定であったが、延長の結果、2025年12月、すべての事業者の申請期限を 2026年12月30日まで明確に延長することを決定。ただし、中小規模事業者にはさらに 6か月の猶予期間（2027年6月30日まで）を設ける予定。

[3] 従来の多くの農法は単一作物の生産性を追求し、耕起、肥料・農薬を投入し、大規模かつ安定的に食糧供給を行うこと成功しているが、それと引き換えに、温室効果ガスの排出、自然環境の消失・劣化の要因ともなっている。Synecocultureは多種多様な植物を混生・密生させ、豊かな生態系をつくりだし、生態系に備わる物質循環機能を最大限利用するもので、環境負荷を生む耕起・施肥・農薬を必要としない。（Synecoculture概要：舩橋 真俊 - Sony Computer Science Laboratories, Inc. (sonycsl.co.jp)）

[4] 株式会社SynecO、株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所、一般社団法人シネコカルチャーとの業務連携・協力の覚書の締結 ｜ 事業について - JICA

お、UNEP Climate Technology Centre & Network の協力にて、北部州 Garoua 及び Figuil でも Synecoculture を推進する現地 NGO による活動が支援されている。本事業では、カメルーンにおける当該実証業務の状況を踏まえ、生態系拡張アプローチを前提とした事業設計を行う。本アプローチは高度な専門性および実証に基づくノウハウを要し、これを体系的に実装可能な主体は現時点で極めて限定的である。既存の研究機関や民間事業者においても同分野に関する知見は存在するものの、アフリカ地域における実証実績や、複数の手法を統合した実装能力を有する主体は限られている。特に、株式会社 SynecO は当該分野における研究開発およびアフリカ地域での実証実績を有しており、本事業において求められる技術水準に対応可能な数少ない主体の一つである。現時点で同等の条件を満たす代替主体の確保が困難であることから、本業務においては、第６条「再委託」に記載の通り、同社との国内再委託を想定している。なお、再委託部分を含め、受注者が業務全体の管理および成果責任を負う。

（５）ジェンダー、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

アグロフォレストリー活動には、女性や障害者、先住民族が多く従事していることから、本事業では、アグロフォレストリー活動を実施する上で、ジェンダー及び社会的包摂の観点からもベースライン調査を通じ配慮事項を事前に特定し、アグロフォレストリー計画にも反映する。本事業では女性・障害者、先住民族等にも焦点を当て、それら社会的弱者にも包括的な事業参画の機会が適切に与えられるようにする。加えて、サバンナ地域にはムボロロ族と呼ばれる遊牧民が活動している他、熱帯林ではバカ族と呼ばれる先住民族の活動が報告されている。彼らはカメルーン国内法上先住民族に規定されることから、本事業により彼らの伝統的な暮らしに負の影響がもたらされないように留意する。

（６）本事業の出口戦略

本事業終了後のスケールアップを目指し、既存の中央州投資計画に基づき、中央州における排出削減活動のための資金プロポーザルを作成し、外部資金を提供するコンゴ盆地森林・気候関連イニシアティブに提出する。

（７）環境サービスに対する支払い（PES）

中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の定義では、提供者が提供する環境サービスに対し、提供者が当該サービスの提供を確実に実行した場合に限り、支払いが行われる自主的な取引と定義される。支払い条件が検証に基づいている点が、PESを従来の補助金制度と区別できる。本事業においても同枠組みに基づくPES支払いを検討する。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動：既存の対象サイトにおけるアグロフォレストリーの成果がレビューされ、アグロフォレストリー計画が策定される。

活動 1-1：先行事業（PROGEF）で作成された ERS と ERA 投資計画をレビューし、国家投資枠組みとの整合を確認する。

活動 1-2：PROGEF におけるアグロフォレストリー関連の ERA をレビューし、対象サイトにおけるフォローアップの必要性を特定する。

活動 1-3：劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復にかかる類似の取組にかかる情報を収集し、その結果を活用し、事業の有効性を高める。

活動 1-4：劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復にかかる追加の対象を特定し、土地利用及び関連法制度や計画をレビューする。

活動 1-5：対象サイトについて、社会経済・農業生態学的条件を含むベースライン調査を実施する。

活動 1-6：劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復、ならびに森林伐採ゼロのカカオ生産のためのアグロフォレストリー計画を参加型手法により作成する。（この計画では、拡張生態系アプローチやバイオ炭の利用といった複数の手法を採用し、ジェンダー及び社会的包摂の視点を統合し、エンドライン調査を念頭においたモニタリング枠組みと評価手法を組み込む。）

活動 1-7：アグロフォレストリー実施のためのガイドラインや技術書など実践的な資料を作成する。

② 成果２に関わる活動：劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復、ならびに森林伐採ゼロのカカオ生産のためのアグロフォレストリー活動が対象サイトで実践される。

活動 2-1：政府職員及びコミュニティ（小規模農家および女性を含む）を対象に、対象サイトでフォローアップ計画及びアグロフォレストリ

ー計画を実施するための技術研修及び能力開発研修を実施する。

活動 2-2：対象サイトにおいてフォローアップ計画及びアグロフォレストリー計画を実施する。

活動 2-3：持続性確保のための土地権利にかかる適切な法的オプションを協議・採用する。

活動 2-4：モニタリング枠組みに基づいて進捗を確認し、評価手法に沿ってエンドライン調査を実施する。

③ 成果３に関わる活動：アグロフォレストリーの実践から得られた知見が整理され、気候変動・生物多様性に関する政策策定に活用される。

活動 3-1：本事業で実施されたアグロフォレストリー活動から得られた知見や教訓を取りまとめる。

活動 3-2：得られた知識及び教訓を、国内外のセミナーや会議を通じて、劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復に関連した同様の取り組みを共有する。

活動 3-3：アグロフォレストリーによる GHG 排出削減・吸収の評価・測定を含め、中央州の ERS 及び ERA 投資計画を更新する。

活動 3-4：PROGEF を通じて 2023 年に承認された中央州の FREL（Forest Reference Emission Levels）を、本事業を通じて得られた知見に基づき、改訂された NDC を踏まえて更新する。

活動 3-5：気候変動と生物多様性に関する国家レベルの政策・計画に向けて、劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復に関する政策ノートを作成する。

活動 3-6：既存の中央州投資計画に基づき、中央州における排出削減活動のための資金プロポーザルを作成し、外部資金を提供するコンゴ盆地森林・気候関連イニシアティブに提出する。

（２）本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	コンゴ民国赤道州における泥炭地モニタリング・持続的保全管理の能力強化を支援するもの。

実施回数	合計１回
対象者	カメルーン環境・自然保護・持続可能な開発省及び関連省庁の職員（地方出先機関を含む）
参加者数	約 8 名/回
研修日数	約 14 日（移動日を含む）/回

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。なお、生物多様性、ジェンダー及び社会的包摂の視点を統合し、エンドライン調査を念頭に置いた調査項目を設定する。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライ

ン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、MINEPTEDを対象とし、気候変動対策実施能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本業務にて特定されるコンゴ盆地森林・気候関連イニシアティブへ提出する資金計画策定の過程で、資金計画実施の上で必要となる環境社会配慮事項の確認を行うと共に、必要なセーフガード事項を資金計画に盛り込む。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

☒　本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	―
ワーク・プラン	業務開始から１カ月以内	英語・仏語	電子データ	―
半期報告・レビュー報告書	年度起点で半年ごと	英語・仏語	電子データ	―
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	英語	電子データ	―
業務完了報告書	契約履行期限末日	英語	電子データ	―
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語・仏語	CD-R	3 部
			製本（英・仏）	4 部（英）10 部（仏）

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

①　プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
②　プロジェクト実施の基本方針
③　プロジェクト実施の具体的方法
④　プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤　PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥　業務フローチャート
⑦　詳細活動計画
⑧　要員計画
⑨　先方実施機関便宜供与事項
⑩　その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

①　プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
②　活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③　プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④　プロジェクト目標の達成度
⑤　上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート
(ウ)業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修員受入れ実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

（１）劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復、並びに森林伐採ゼロのカカオ精算のためのアグロフォレストリー計画

（２）劣化下サバンナ及び森林ランドスケープの回復に関する政策ノート

（３）中央州における排出削減活動のための資金プロポーザル

３．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題

（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

（３）詳細活動計画

（４）活動に関する写真

第６条　再委託

☒　本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）、本邦法人への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン調査	中央州、北部州対象地域における社会経済・農業生態学的条件（調査項目：社会経済、農業生態、自然環境、コミュニティの生計、ジェンダー、生物多様性の変化などを含む）	１回	本見積
2	エンドライン調査	中央州、北部州対象地域における社会経済・農業生態学的条件（調査項目：社会経済、農業生態、自然環境、コミュニティの生計、ジェンダー、生物多様性の変化などを含む）	１回	本見積

3	生態系拡張アプローチ（国内再委託）	①荒廃サバンナ植林、②森林伐採ゼロによるカカオ生産、にかかる生態系拡張アプローチの実証活動推進（0.25hax2～3 圃場合計 0.5ha 程度）	1回	定額計上

第７条　機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パソコン・プリンター	パソコン・プリンター	8台（各4台）	供与機材	上限額
2	自転車	自転車	6台	供与機材	上限額
3	バイク	バイク（排気量125cc）	3台	供与機材	上限額
4	農業資機材	アグロフォレストリ資機材（森林伐採ゼロアグロフォレストリ・劣化地サバンナ植林資機材を含む）	1式	事業用物品	上限額
5	農業資材	アグロフォレストリ消耗品	1式	事業用物品	上限額

※なお、先行事業で使用していたプロジェクト車両（四駆）1台は事業開始時に利用可能。このほか車両（ピックアップ）1台をJICA事務所にて調達（2026年10月下旬まで目途）し、受注者へ貸与する[5]。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

[5] 事業開始当初の1か月は車両調達手続き中の可能性があるため、その間についてはレンタカーを計上のこと。またJICA車両調達後もその利用にあたっては、運転手、燃料代、保険等はプロジェクトチームにて対応が必要となることを前提として必要な経費を計上のこと。

別紙

案件概要表

１．案件名

国　 名：カメルーン共和国

案件名：気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト
Project for Landscape Restoration and Climate Change Mitigation and Adaptation in Agriculture, Forestry and Other Land Use

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

カメルーンは国土の約 40%が森林に覆われ（FAO、2025）、その大部分が低地林であり、沿岸部には約 214 千 ha のマングローブ林も生育する。また内陸部には劣化したサバンナが分布している。カメルーンの土地利用区分としての「森林」は、「恒久森林領域」と「非恒久森林領域」から構成され、これらは国の森林領域として定められている。森林領域の管理は、民間事業体が約 30%、コミューンが約 9%、コミュニティが約 11%を担っている。また、森林領域の約 43%が森林リザーブや狩猟区などの保護林である（MINFOF/WRI、2024）。

森林率(国土面積に占める森林面積割合)は、1990 年の 47.6%から 2015 年には 43.6%、さらに 2025 年は 40.5%と減少した。森林減少の割合は経年的に上昇傾向にあり、1990～2000 年の-1.9%から直近の 2015-2025 年では-3.1%に増加している（FAO、2025）。これら森林減少・森林劣化の要因は、農地開発（生産性の低い農地への転用）、燃料材の収穫及び低効率利用、違法伐採、鉱山開発、インフラ開発等である。

一方で、カメルーンは世界第 4 位のカカオ生産国であり、その 78%は EU 経済圏に輸出されている（EU、2025）。従来カカオ栽培は森林伐採を伴い、カメルーンの主要な森林減少要因とされてきたが、EU の森林減少防止に関する規則（(EU) 2023/1115、以下「EUDR」と呼ぶ）[6]により、2020 年以降に森林を伐採した土地に由来する農産物の EU への販売が禁止されるため、今後、森林伐採を伴わないカカオ生産の対応が輸出に向けて必要となる。

カメルーン国家戦略「National Development Strategy 2020-2030（NDS30）」では、目標を達成するための戦略の 4 本柱の一つである「経済の構造改革」において産業が気候変動により受ける影響を軽減するために、自然資源の持続的な管理と気候変動の緩和・対応策の実施が不可欠とし、森林分野において、コミュニティ単位での森林保護の枠組みづくりや植林活動を推進している。同戦略では、農業分野において、カカオを始めとする輸出向け農作物のバリューチェーン強化を推進しており、年間カカオ生産を約 30 万 t から 2025 年までに 60 万 t、2030 年までにさらに倍増することを掲げている。加えて「国家 REDD＋戦略（2018）」では、森林劣化地の回復手段として、

[6] EU市場で取引される規則対象製品（牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材を原材料とする製品）に、（a）森林減少フリー製品であること、（b）生産国の関連法規に従って生産されていること、（c）Due Diligence Statementの対象になっていること、を義務づけることで、森林減少を防止するもの。適用開始は当初2025年12月が予定されていたが、2025年12月現在、1年間の延期が発表された。

森林劣化地にカカオ・アグロフォレストリー[7]を造成することに取り組んでいる。
　本事業は、カカオ生産がもたらす森林減少・劣化の影響を最小限に留め、劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復手法としてカカオ等を活用したアグロフォレストリーに取り組むことで、森林保全・回復にかかる現地コミュニティ及び政府の能力強化を目指すものである。
　本事業は、森林減少・劣化の抑制とサバンナ及び森林ランドスケープ回復の観点から、温室効果ガスを 2030 年までに BAU 比で 35%削減（2010 年を基準年）する「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合する。また、アグロフォレストリーの取り組みは、気候変動に伴う自然災害リスク、農業生産の不安定化のリスクへの対応であり、森林被害の軽減、森林ランドスケープの回復という同 NDC が掲げる適応策とも整合する。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

　我が国は、「対カメルーン国別援助方針（2023 年 9 月）」の中の重点分野（中目標）として「持続的かつ包括的な成長の促進」を掲げ、その一つに「気候変動対策」を位置付けている。また JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ（JGA）では、「JGA 自然環境保全」において、コンゴ盆地での持続的森林管理能力の強化を重点として位置付けている。
　さらに本事業は、アグロフォレストリーを通じて森林減少・劣化の抑制とサバンナ及び森林ランドスケープの回復に取り組むことから、SDGs（持続可能な開発目標）ゴール 2（持続可能な農業の促進）、ゴール 13（気候変動対処）、ゴール 15（生態系の保護、森林管理、生物多様性の損失阻止）に貢献する。
　なおカメルーンは、「アフリカ森林ランドスケープ回復イニシアチブ（AFR100）」において 2030 年までに 12 百万 ha の劣化地回復を目標に掲げており、本事業は同目標に対しても寄与する。

（３）他の援助機関の対応

カメルーンでは、EUDR への対応を含む持続可能なカカオ生産に向けて、次の通り援助機関が活動している。

①EU（欧州連合）：カカオ生産 3 か国（コートジボワール、ガーナ、カメルーン）を対象に 2020 年より開始した「Sustainable Cocoa Initiative（SCI）」において、マルチステークホルダー対話「Cocoa Talks」と「Sustainable Cocoa Programme（SCP）」を実施。
②CAFI（中部アフリカ森林イニシアチブ）：2024 年 10 月にカメルーン政府との間で Letter of Intent（LoI）を締結し、自然資源・農業・土地利用計画の分野で現在 4 件のプロジェクトに出資（実施機関として GIZ が 2 件、IFAD が 1 件、KfW が 1 件を担当）。
③FAO（国連食糧農業機関）：EU の SCP 実施パートナーとして、森林被覆図やカカオ・マップの作成を進めている。また GEF（Global Environment Facility: 地球環境ファシリティ）資金により、北部地域の 6 自治体を対象に土地劣化の抑制・回復の

[7] アグロフォレストリーは、樹木を農作物や家畜と組み合わせて持続可能な生産を行う森林農法。従来の単一作物栽培と異なり、土壌の劣化や森林破壊を防ぎ、農薬や化学肥料の使用を最小限に抑えられるのが特徴。

ための能力強化プロジェクト（2023～2027）を実施中。

④GIZ/KfW（ドイツ国際協力公社／ドイツ復興金融公庫）：GIZ は、EU の SCP 実施パートナーとして、EUDR 適用に向けた生産者マニュアルや技術書の作成、カカオの貿易監視デジタルプラットフォームの構築などを実施した。また、SCP の取り組みをコーヒーに拡大するための「Sustainable Agriculture for Forest Ecosystems（SAFE）」（2024～2027）、コミュニティ森林管理にかかる「Projet Forêt Environnement Climat（ProFEC）」（2023～2026）、カメルーンの AFR100 を直接に支援する「Global Project on Forest Landscape Restoration（Forests4Future）」（2022～2026）、脆弱層の土地アクセス改善と土地権利保護を目指す「Promotion d’une Politique Fonciere Responsible in Cameroun（ProPFR）」（2023～2026）、CAFI 資金による「Projet d’Appui à la Coordination Intersectorielle et Multi-Niveaux（PCIM）」(2025～2028)及び「Projet de Renforcement des Capacités en matière d’Aménagement du Territoire （PRCAT）」（2025～2029）など、10 件以上のプロジェクトを実施している。

また KfW については、CAFI 資金により、中央州の 4 コミューンを対象として PLADDT（地方土地利用・持続可能な開発計画）策定や PES（環境サービス支払い）導入を支援する「Projet de Gestion Intégrée du Paysage du Grand Mbam （PGIP-GM）」（2025～2029）を実施している。

⑤IFAD（国際農業開発基金）：CAFI 資金により、EUDR 対応に向けて FODECC（カカオ・コーヒーセクター開発基金）の強化を通じて農業者支援を行う「Projet Pilote d’Appui à l’Intensification Durable de l’Agriculture et à la Transition Agroécologique （PAIDATA）」（2024～2027）を実施中。

⑥UNIDO（国連工業開発機関）：カカオの持続可能性と国際競争力の強化のための生産者への技術研修を中心としたプロジェクト（Pics-Cameroon、2024～2027）を、西部州および南部州を対象に、日本の資金提供（国際機関連携無償）により実施している。

⑦UNEP（国連環境計画）：GCF（緑の気候基金）資金により、2015 年 6 月に策定された「国家気候変動適応計画（PNACC）」の全面的な改訂プロセスを支援するプロジェクト（2025～2028）を実施中。

⑧IDH（持続可能な貿易イニシアチブ）：IDH が事務局となり、MINADER の主導により国レベルで「Roadmap to Deforestation-Free Cocoa」が 2021 年に作成された。また 2026 年 1 月に CAFI 理事会において、IDH を実施機関とする「Private Sector - Investment and Payment for Environmental Services Hub Cameroon」プロジェクトが承認された。

３．事業概要

（１）事業目的

本事業は、カメルーン国中央州および北部州において、劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復並びに森林伐採ゼロのカカオ生産に焦点を当てたアグロフォレストリーを計画・実施することにより、持続的な森林管理を担うコミュニティ及び行政官の能力強化を図り、もってカメルーン国の森林面積の増加と温室効果ガス排出削減の活動推進に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

中央州（ヤウンデ含む）、北部州

（３）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）
直接受益者：MINEPDED（環境・自然保護・持続可能な開発省）および関連省庁の職員（地方出先機関を含む）
最終受益者：プロジェクト対象地域のコミューンおよびコミュニティ

（４）事業実施期間
2026年10月～2030年9月を予定（計48月）

（５）事業実施体制
実施機関：MINEPDED（環境・自然保護・持続可能な開発省）
国レベルの協力機関：MINEPAT（経済・計画・国土整備省）、MINFOF（森林・野生生物省）、MINADER（農業・農村開発省）
地方レベルの実施機関・協力機関：DREPDED、DRNEPAT、DRNFOF、DRNADER（順にMINEPDED、MINEPAT、MINFOF、MINADERの地方代表部）、CTD（地方自治体）、NGO・CSO（市民社会組織）

（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担
１）我が国の援助活動
我が国はカメルーンにおいて、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」(2009)を実施済。また、農業分野の生産性向上と自然資源管理の両立を目的とした「カメルーン熱帯林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理」（地球規模課題対応国際科学技術協力事業）（2011～2016）を実施した他、当該セクターにおけるコンゴ盆地域内でのJICAの協力成果・実績を同域内に共有・還元すべく、「COMIFAC諸国における生物多様性保全・ 利用および気候変動対策促進プロジェクト」（2015～2020）を実施済。先行事業である技術協力プロジェクト「持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト（PROGEF）」（2019～2025）では、国レベルのREDD＋及び中央州におけるERS（排出削減シナリオ）策定やERA（排出削減活動）の実証を通じて持続的森林管理の能力強化を行った。2024年度より、JICAは農業生産性の向上と生態系保全の両立を目指す革新的な農業として、JICAの事業におけるSynecoculture（シネコカルチャー）[8]の導入検討を開始した。2025年より株式会社SynecO、株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所、一般社団法人シネコカルチャーとMoU（覚書）を締結し、セネガル及びカメルーンにおいて、Synecocultureを活用した「アフリカにおける生態系拡張アプローチ実証活動」に取り組んでいる。
２）他の開発協力機関等の援助活動
本事業において今後連携が見込まれる他の援助機関の主な活動は、以下の通り。
- EU：EUDRに準拠した森林伐採ゼロのカカオ生産について、EUと連携して最新情報を収集するとともに、SCI・SCPが作成した実施ガイドラインや技術文書を参

[8] Synecoculture™（シネコカルチャー）：生態系が本来もつ自己組織化能力を、多面的かつ全体的に活用して有用植物を栽培する農法。食料生産だけでなく、環境や人間の健康への広範な影響も考慮した生態系利用のアプローチである。この手法は、株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所（Sony Computer Science Laboratories, Inc.）の舩橋真俊博士（現SynecO,Inc. 代表取締役社長）によって科学的に体系化された。なおSynecoculture はソニーグループ株式会社の商標である。

照しながら活動を進める。

- CAFI：MINEPDED は現在、CAFI・UNDP の支援のもとで NDC3.0 の策定を進めており、プロジェクトは国家政策である NDC3.0 との整合が必須となる。CAFI はプロジェクト終了後の外部資金先の候補として検討できることから、連携を継続する。
- FAO：FAO が作成中の森林被覆図やカカオ・マップは、EUDR 順守に必要な 2020 年の土地利用状況確認のための参照ツールとして利用できる。
- GIZ/KfW：森林伐採ゼロのカカオ生産について SCP および SAFE との連携や情報交換が検討できる。また Forests4Future、ProPFR、PRCAT からの知見やガイドブックは、劣化サバンナ及び森林ランドスケープ回復における土地利用計画策定、コミュニティの土地権利強化にかかる活動の参考となる。PGIP-GM は中央州を対象としていることから、本事業と対象サイトの調整が求められる。
- UNEP：プロジェクトの活動は、GCF 資金により現在改訂中の PNACC における適応策と整合させる必要がある。また GCF は将来的にプロジェクト終了後の外部資金先の候補としても検討できる。

（７）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項

① 気候変動：カメルーンの NDC は、緩和策として「再植林」「持続可能な森林管理、補助的な森林再生」、適応策として「森林被害の軽減」「森林再生促進、劣化した森林ランドスケープの回復」を掲げており、本事業はこれらと合致することから、気候変動対策（緩和策・適応策）に資する。

② 生物多様性：本事業が取り組む生態系の保護を意識した森林ランドスケープの回復と持続的管理は生物多様性主流化に資すると考えられる。

３）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「（GIS）ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容／分類理由＞調査にて、アグロフォレストリー活動、特にカカオの収穫と輸送は主に女性の仕事となっているが、それは重労働であり、また意思決定プロセスへの女性参加の欠如、土地など生産資源への不十分なアクセス、集会における参加女性の少なさなどのジェンダー課題が確認された。そこで本事業では、アグロフォレストリー計画策定のためのベースライン調査で、ジェンダー別のデータを収集し、男女間の労働負担の不平等や女性の参加率の低さ等の課題を明確にした上で、ジェンダーおよび社会的包摂の視点を統合したアグロフォレストリー計画を参加型手法で策定するため。またプロジェクトサイトにおいて同計画を実施し、その結果、ジェンダー平等が改善されたと認識する女性の割合を指標と

して設定するため。

（８）その他特記事項
特になし。

４．事業の枠組み

（１）上位目標：カメルーンの森林面積の増加と温室効果ガス排出削減に寄与する活動が促進される。
指標及び目標値：
1.　アグロフォレストリーの便益が、気候変動および／または生物多様性に関する政策・計画の中で言及される。
2. 対象サイトのコミューン・コミュニティが、劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復、ならびに森林伐採ゼロのカカオ生産のためのアグロフォレストリーの実践を継続している。
3. XX（第一回 JCC で決定予定）のコミューン・コミュニティが、中央州において、ERS および ERA 投資計画に沿ったアグロフォレストリーを開始する。

（２）プロジェクト目標：対象地域において、劣化したサバンナと森林ランドスケープを回復するための能力がコミュニティおよび政府レベルで強化される。
指標及び目標値：
1. XX 名（第一回 JCC で決定予定）の政府職員が、気候変動の緩和・適応および生物多様性保全に焦点を当てたアグロフォレストリーの便益について研修を受ける。
2. 対象サイトにおけるコミュニティ住民の少なくとも XX%（第一回 JCC で決定予定）が、アグロフォレストリーの実践に参加する。
3. MINEPDED が、劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復、ならびに森林伐採ゼロのカカオ生産のためのアグロフォレストリーに関する政策ノート 1 件を承認する。

（３）成果
成果１：既存の対象サイトにおけるアグロフォレストリーの成果がレビューされ、アグロフォレストリー計画が策定される。
成果２：劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復、ならびに森林伐採ゼロのカカオ生産のためのアグロフォレストリー活動が対象サイトで実践される。
成果３：アグロフォレストリーの実践から得られた知見が整理され、気候変動・生物多様性に関する政策策定に活用される。

（４）活動

成果１：既存の対象サイトにおけるアグロフォレストリーの成果がレビューされ、アグロフォレストリー計画が策定される。

活動１－１：先行事業（PROGEF）で作成された ERS と ERA 投資計画をレビューし、国家投資枠組みとの整合を確認する。

活動１－２：PROGEF におけるアグロフォレストリー関連の ERA をレビューし、対象サイトにおけるフォローアップの必要性を特定する。

活動１－３：劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復にかかる類似の取組にかかる情報を収集し、その結果を活用し、事業の有効性を高める。

活動１—４：劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復にかかる追加の対象を特定し、土地利用及び関連法制度や計画をレビューする。

活動１－５：対象サイトについて、社会経済・農業生態学的条件を含むベースライン調査を実施する。

活動１－６：劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復、ならびに森林伐採ゼロのカカオ生産のためのアグロフォレストリー計画を参加型手法により作成する。（この計画では、拡張生態系アプローチやバイオ炭の利用といった複数の手法を採用し、ジェンダー及び社会的包摂の視点を統合し、エンドライン調査を念頭においたモニタリング枠組みと評価手法を組み込む。）

活動１－７：アグロフォレストリー実施のためのガイドラインや技術書など実践的な資料を作成する。

成果２：劣化したサバンナおよび森林ランドスケープの回復、ならびに森林伐採ゼロのカカオ生産のためのアグロフォレストリー活動が対象サイトで実践される。

活動２－１：政府職員及びコミュニティ（小規模農家および女性を含む）を対象に、対象サイトでフォローアップ計画及びアグロフォレストリー計画を実施するための技術研修及び能力開発研修を実施する。

活動２－２：対象サイトにおいてフォローアップ計画及びアグロフォレストリー計画を実施する。

活動２－３：持続性確保のための土地権利にかかる適切な法的オプションを協議・採用する。

活動２－４：モニタリング枠組みに基づいて進捗を確認し、評価手法に沿ってエンドライン調査を実施する。

成果３：アグロフォレストリーの実践から得られた知見が整理され、気候変動・生物多様性に関する政策策定に活用される。

活動３－１：本事業で実施されたアグロフォレストリー活動から得られた知見や教訓を取りまとめる。

活動３－２：得られた知識及び教訓を、国内外のセミナーや会議を通じて、劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復に関連した同様の取り組みを共有する。

活動３－３：アグロフォレストリーによる GHG 排出削減・吸収の評価・測定を含め、中央州の ERS 及び ERA 投資計画を更新する。

活動３－４：PROGEF を通じて 2023 年に承認された中央州の FREL（Forest

Reference Emission Levels）を、本事業を通じて得られた知見に基づき、改訂されたNDCを踏まえて更新する。

活動３－５：気候変動と生物多様性に関する国家レベルの政策・計画に向けて、劣化したサバンナ及び森林ランドスケープの回復に関する政策ノートを作成する。

活動３－６：既存の中央州投資計画に基づき、中央州における排出削減活動のための資金プロポーザルを作成し、外部資金を提供するコンゴ盆地森林・気候関連イニシアティブに提出する。

５．前提条件・外部条件

（１）前提条件

関係省庁（MINFOF、MINADER、MINEPAT など）との協力体制が確保される。

（２）外部条件

（上位目標達成のための外部条件）気候変動及び森林管理にかかる政府の方針・体制に大きな変更が発生しない。

（プロジェクト目標達成のための外部条件）事業実施体制および関係機関間の協力に大きな変更がない。

（成果達成のための外部条件）対象サイトにおいて大規模な土地開発が起こらない。対象サイトで極端な気象災害が発生しない。

６．過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

JICA「技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス（2022年4月）」自然環境分野によれば、森林セクターの取組みは関係する政府内外の機関間の調整が必須であり、また関心を有する幅広い援助機関が支援している場合は、その目標、ターゲット、時期等が様々で、活動が重複している場合もあることから、政府、NGO、ドナー等多様なステークホルダーの調整を図ることが必要、との教訓が記載されている。これを踏まえ、本事業では、実施体制に関連省庁および地方出先機関を加え、さらに事前に幅広い援助機関と事業概要を共有して相互の協力連携を構築できるよう配慮する。また関係者間の情報共有が図られ、効果的・効率的な協力の実施に繋がる事業計画とした。

以　上

別紙

共通留意事項

1．必須項目

（1）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（2）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（3）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（4）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

別紙

共通業務内容

1．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3．成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：持続的森林管理、アグロフォレストリー

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

２）業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：カメルーン国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語（仏語ができれば望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程　　2026年10月～2030年9月

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途　　約　33.17 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.90 を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

２）渡航回数の目途　延べ28回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）、本邦法人への再委託を認めます。

① 現地在委託

- ベースライン調査
- エンドライン調査

②国内再委託

- 生態系拡張アプローチ

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 案件要請書
- R/D

２）公開資料

- カメルーン国持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト事業完了報告書
  https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000054591.html

- カメルーン共和国「気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
  http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000057381

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔仏語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

293,520,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（117,381,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	生態系拡張アプローチ	第6条　再委託	110,240,000円	生態系拡張アプローチ一式	国内再委託費
2	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第4条　２	7,141,000円	報酬（事前業務（3号　0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,059,000円）	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について
業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて
JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**(70)**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	(10)	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	**(－)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**(－)**	**(4)**